

## 年末手当「3.5ヶ月分と専任社員 に+50,000円」満額支給せよ!

### 「申第11号」に対する現時点での会社の考え

1. 年末手当は基準内賃金と補償措置額の3.5ヶ月分とすること。また、専任社員にはプラス50,000円を支給すること。

【回答】議論の上、決定する

2. 組合員に対し、不当な年末手当のカットをやめること。

【回答】成績率の増減適用については、公正・公平に実施している。

3. 回答は11月7日（木）までに行うこと。

【回答】会社が適切に設定をする。

4. 支払いは12月2日（月）までに行うこと。

【回答】会社が適切に設定をする。

本部は11月1日、2019年度年末手当の支給に関する第2回団体交渉を開催し、会社から現時点の考えを受け議論を行いました。

本部は、「上期の増収増益、過去最大の営業収益の業績は、旅客需要に応じた業務やサービスの提供、ゴールデンウィーク10連休やRWC輸送、自然災害時の協力等、組合員をはじめとする社員が苦勞して牽引したものである。要求の通り年末手当を3.5ヶ月分、また専任社員にプラス5万円を支給することが、その苦勞に應えるということである。出せない理由など何もない」と強く主張しました。会社は「社員の頑張りを評価しないわけではないが、期末手当は業績、世間相場、将来展望、景気など様々なことを加味して決定していく。社員の苦勞は否定しないが、短期的な動向ではなく、長期的に安定支給することが大事である」と、消極的な姿勢に終始しました。第2四半期決算で明らかになった過去最高益は組合員をはじめとする社員の苦勞の賜です。本部は会社に、改めて満額回答を求め、組合員への不当なボーナスカットを止めるよう強く主張しました。

**次回団体交渉は11月6日、会社回答です！**

**増収増益を年末手当に反映すること！**